

## ●住宅リフォーム工事費用の一部を助成します

## 対象となるかた

▶十和田市に住宅を有し、かつ、その住宅に住んでいるかたで、市税などの滞納がないかた

## 対象となる既存住宅（賃貸住宅は除く）

- ▶1戸建ての住宅（新築住宅は除く）
- ▶マンションなどの共同住宅

## 補助対象となる改修工事

次の①～④の全ての要件に該当するもの

- ①次のいずれかの住宅性能向上を満たす改修工事で、交付要綱別記「住宅性能の適合基準」を満たすもの  
▷耐震性能▷省エネルギー性能▷バリアフリー性能▷克雪性能▷防災性能の向上
- ②上記総工事費の内、住宅性能向上に係る改修工事費が20万円以上（瑕疵保険料含む）であること
- ③市内に本店がある業者（個人事業者含む）で、建設業許可または瑕疵担保事業者登録をしている業者が施工するもの
- ④市の交付決定後に着工し、平成26年2月中に完了実績報告を提出すること

## 助成の額

耐震性能…総工事費の20%（上限60万円）

耐震性能以外…総工事費の10%（上限20万円）

※上記に加え、瑕疵保険料などの半額が加算できます。

## 申し込み方法

次の書類を都市整備建築課に持参、提出してください（業者代理可・郵送不可）。

- ▶補助金交付申請書
- ▶各種添付書類（図面・工事費内訳書など）

## 受付期間

6月3日(月)～11月29日(金)

※申し込み受け付け後に審査の上、対象者に交付決定を通知します。交付決定前に工事着工した場合は、対象となりません。また、ほかの補助制度と併用できない場合がありますのでご注意ください。

※申請状況により、期間終了を待たずに受け付けを締め切る場合があります。

## ●木造住宅耐震診断の希望者を募集します

市内の木造住宅所有者が耐震診断を希望する場合、市が耐震診断員を派遣して耐震診断を行います。

耐震診断を希望するかたは、対象住宅であるか確認の上、お申し込みください。

## 対象住宅

次の①～⑤の全ての要件に該当する住宅

- ①昭和56年5月31日以前に建築（着工）され、かつ、昭和56年6月以降に増改築されていないもの
- ②一戸建て専用住宅または店舗等併用住宅であって、地上階数が2階以下のもの（併用住宅は延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの）
- ③在来軸組構法または伝統的構法で建築された木造住宅
- ④延べ床面積が300㎡以下であること（200㎡を超える場合は、自己負担の増額あり）
- ⑤現在居住している住宅

## 募集期間

6月17日(月)～9月30日(月)

## 募集件数

3件（応募多数の場合は抽選）

## 診断費用

自己負担額1戸当たり8,000円（延べ床面積が200㎡を超える場合はお問い合わせください）

## 必要書類

- ▷申込書（都市整備建築課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます）
- ▷住宅場所の案内図
- ▷建築時期および延べ床面積が確認できるもの（建築確認申請書、完了検査済証、登記事項証明書などの写し）
- ▷外観2面以上の写真（正面・側面が確認できるもの）
- ▷概略平面図（建築確認申請書の添付図面があればその写し）

## ■平成24年度情報公開制度・個人情報保護制度による開示状況

☎総務課 ☎6719

## ▶情報公開制度による開示請求の件数と処理状況

実施機関	請求件数	決定件数			不服申立件数
		全部開示	一部開示	非開示	
市長(※)	14	10	3	1	0
病院事業管理者	4	2	2	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0

※水道事業および下水道事業の管理者権限を行う市長を含む  
情報公開制度…市が持っている公文書の開示請求権を市民の皆さんに保障するとともに、情報の公開・提供を進めていく制度です。

## ▶個人情報保護制度による開示請求の件数と処理状況

実施機関	請求件数	決定件数			不服申立件数
		全部開示	一部開示	非開示	
市長(※)	4	2	0	2	0
病院事業管理者	17	17	0	0	0

※水道事業および下水道事業の管理者権限を行う市長を含む  
個人情報保護制度…市が持っている皆さんの情報の取り扱いについてのルールを定め、個人の権利、利益を保護しようとする制度です。自分に関する情報を知りたいときにその開示を請求したり、誤りがあるときに訂正を請求したりすることができます。